

--	--	--	--

(元)公正取引委員会審査官が解説する

下請法リスクへの対応実務

～ 下請法に潜む“落とし穴”に落ちないために ～

日時 2021年7月27日(火) 10:00～16:00 (5H)

会場 東京・代々木・本会内セミナー室 (右図参照)
東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8 TEL(03)3403-1891(直)

講師 のぞみ総合法律事務所 パートナー弁護士 **大東 泰雄氏**

対象 総務部、法務部、購買部のマネージャー・スタッフの方



主催 一般社団法人 日本経営協会

開催にあたって

下請法違反に対する公取委の指導件数が10年連続で最多を更新するなど、下請法の運用が明確に強化されつつあります。しかし、下請法には、ビジネスパーソンとしての社会常識のみからは伺い知れない多くの「落とし穴」が潜んでいるため、社名公表等のリスクに対処するには、公取委の法運用を細部まで正確に理解し、的確な体制を整備することが必要不可欠です。

本セミナーでは、公正取引委員会勤務経験をもつ講師が、下請法を遵守しなければならない企業の目線に立って、下請法をめぐる最新動向、下請法に潜む落とし穴や企業のとるべき対応を具体的に解説します。この機会に、関係各位多数のご参加をお勧め申し上げます。

■参加料 (1名様)

- ◇ 日本経営協会会員 (1名) : 33,000円 (税込)
- ◇ 一般 (1名) : 40,700円 (税込)

■申込・支払方法

- 参加申込書に必要事項をご記入のうえ、郵送又はFAXにてお申込みください。追って、振込口座名を記載した請求書と参加券をご派遣責任者(連絡担当者)までお送りします。不着の場合は必ず電話にてご確認ください。参加料のお振込みは原則として請求書に記載されましたお支払期限までにお願います。
- 振り込み手数料は貴社(団体)にてご負担ください。また、領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承ください。
 - 万一ご都合が悪くなった場合は代理の方がご出席ください。
 - 教材は原則として当日会場にてお渡します。
 - 参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては中止・延期させて頂く場合があります。すでにお振込の場合は、全額返金させていただきます。
 - 録音録画、撮影等は原則として出来ません。ご了承ください(特記の場合を除く)。

■キャンセルについて

開催日の3営業日前からは30%、開催当日は100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡が無く欠席の場合は、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

■会員入会手続きについて

入会の詳細および特典については、ホームページの「会員検索/ご入会のご案内」をご参照ください。

■WEBお申込みの流れ

- 1 一般社団法人日本経営協会 ホームページ <http://www.noma.or.jp>
- 2 「セミナー/講座」を選択
- 3 「セミナーを探す」よりカテゴリーを選択
- 4 ご希望セミナーを検索。ご希望のセミナー名をクリック。
- 5 ご希望セミナー詳細の最後の「WEB申込」からお申込み
- 6 お申込みをいただきますと、確認メールが届きます。

お申込み・お問合せ先

一般社団法人 日本経営協会

企画研修グループ ●担当: 緒方

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8
TEL(03)3403-1891(直) FAX(03)3403-1130
E-mail:tms@noma.or.jp URL <http://www.noma.or.jp>

一般社団法人 日本経営協会 企画研修グループ 宛
FAX (03) 3403-1130

事務局 使用欄 No. 年 月 日

参加申込書

下請法リスクへの対応実務

16985

2021.7/27
10:00開講
NOMA

企業(団体)名	フリガナ	TEL	<input type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 一般 (該当にレ印をつけて下さい)
所在地	〒	FAX	業種
参加者氏名	所属・役職	メールアドレス	
フリガナ		e-mail:	
フリガナ		e-mail:	
フリガナ		e-mail:	
請求書・参加券送付先	フリガナ	所属・役職	メールアドレス e-mail:

参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。
①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナー・イベントなど本会セミナー(事業)のご案内 ※なお、②がご不要の場合は□にチェックしてください。—□不要 ※今後eメールによるご案内も予定しています。ご希望の方は、ご記入ください。

下請法リスクへの対応実務

～ 下請法に潜む“落とし穴”に落ちないために ～

プログラム内容

I. 下請法をめぐる最新動向

1. 10年連続過去最多を更新した下請法違反
2. 下請法に違反するとどうなるか
3. 下請法違反はなぜ発覚するか
4. 特に留意すべき5類型

II. 下請法のポイントと周辺法律

1. 下請法を理解する最大のポイント
2. 優越的地位の濫用との関係

III. 下請法が適用される取引の正しい理解

1. 理解が不十分だとどうなるか
2. 資本金に関する要件
3. 商社との関係、グループ会社との関係
4. 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託の範囲に潜む落とし穴
5. プライベートブランド商品をめぐる問題

IV. 下請法への具体的な対応

1. 多岐にわたる規制の全体像
2. 特に留意すべき違反類型は何か
3. 発注書をめぐる留意点
 - (1) 発注書の書き方
 - (2) メールやEDIの留意点

4. 下請代金をめぐる留意点

- (1) どこまで行くと「買ったたき」か
 - ①買ったたきと疑われかねない具体例
 - (2) 最も危険な下請代金の減額
 - ①こんなことまで「減額」に当たる
 - ②リベート等の留意点
 - ③業界慣行の見直しも必要
 - (3) 50年ぶりに改正された手形通達
 - ①手形での支払をどうすればよいか
 - (4) 原材料を有償支給する際の留意点
- ### 5. 発注書の変更、発注取消、返品
- (1) 許される範囲
 - (2) 顧客から注文を取り消された場合
 - (3) 不良品への対応
- ### 6. 下請取引の管理
- (1) 書類をどこまで作成・保存するか
 - (2) 支払遅延を防止する方法
- ### 7. 優越的地位の濫用と重なりやすい行為
- (1) 下請法より怖い優越的地位の濫用
 - (2) 不当な経済上の利益の提供要請
 - (3) 購入・利用強制

V. 下請法違反で摘発されないために

1. 違反を防止するポイント
2. 違反を発見した際の対応、下請法リネンシーの方法と留意点
3. 当局の調査の流れと対応方法

左記プログラムは都合により変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。

講師プロフィール

のぞみ総合法律事務所 パートナー弁護士 **大東 泰雄**(だいとう やすお)氏

平成13年慶応義塾大学法学部法律学科卒業。平成14年弁護士登録。平成21年～平成24年公正取引委員会審査局審査専門官(主査)。平成24年一橋大学大学院国際企業戦略研究科修士課程修了。平成24年のぞみ総合法律事務所復帰。平成31年～慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学院)非常勤講師。

主要取扱分野は、独占禁止法・下請法・景品表示法、その他企業法務全般。独占禁止法・下請法・消費税転嫁対策特別措置法等に関する論文・講演多数。

※出張研修も承っております。表面のお申込先までお問い合わせ下さい。